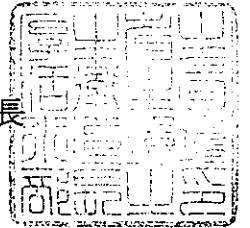


平成12年9月6日

各
都道府県知事
政令市市長
殿

厚生省生活衛生局水道環境部長



安定型最終処分場における硫化水素対策について

昨年、福岡県筑紫野市及び滋賀県栗東町の安定型最終処分場において、処分場内で硫化水素が発生し、筑紫野の最終処分場においては、人命が失われる事故が発生したこと等により、両県においてそれぞれ調査委員会が設置され、現在まで硫化水素の発生原因等についての検討が行われ、一定の原因究明がなされてきている。

これを踏まえ、厚生省水道環境部において専門家からなる「廃棄物最終処分場における硫化水素対策検討会」を本年5月に設置し、同検討会において両県の事例や、科学的知見等から、現段階で考えられる硫化水素発生の発生原因や当面講ずべき対策について検討が行われてきたが、今般、その報告が別添のとおりとりまとめられた。

貴職におかれては、安定型産業廃棄物への有機物の付着・混入防止措置等の徹底を事業者に対して指導するとともに、下記事項に留意の上、安定型産業廃棄物処分場における硫化水素対策について遺漏のないようにされたい。

なお、今後、環境庁において、さらに詳細な調査等が実施され、その他の対策等について、検討が行われる予定となっている旨、申し添える。



記

1. 安定型最終処分場において悪臭の発生がみられるなど硫化水素の発生の端緒が認められる施設がある場合には、その実態把握に努めること。
2. 一般的には、降雨の後の気温上昇は、高濃度硫化水素の発生を促進する可能性が高いので、こうした時期には、処分場地表及び敷地境界線における検知管による硫化水素濃度の測定を行うなどの監視を強化することが適切であること。
3. 実態把握の結果、硫化水素の発生が認められ、それによって悪臭被害等の問題が生じている施設がある場合には、個々のケースに配慮しつつ、必要に応じて当面の対策として次のいずれかの、あるいは組み合わせた措置を検討すること。なお、併せて、覆土を徹底する等によって、処分場内への雨水の浸入を抑え、有機物の洗い出しによる急激な嫌気化を防止することが必要であること。
 - (1) 遊離性の酸化鉄を多く含む土壌（火山灰土壌等）などの資材を層状に30～50cm敷くことにより臭気対策を講ずること。これにより硫化水素が酸化鉄に固定され、外部への放散が抑制される。また、処分場によっては、このような資材を処分場表面にトレンチを形成させた部分等に使用することにより、抑制できる場合もある。
 - (2) ガス抜きで改善する場合には、ガス抜き管を設置して、徐々にガス抜きを行い、換気による拡散を行って改善を図ること。この場合、処分場の設置場所、構造や埋立廃棄物の性状に留意しつつ、ガス抜きに際し、一気にガス放出しないよう十分な調査・計画をした上で、実施する必要があること。
4. とくに、埋立物の掘削や移動、排水管等の設置等は、埋め立て層内を攪乱することにより一時的に好氣的条件を生みだし、その後の微生物反応が加速され、強い嫌気状態に短時間で戻ると急激な硫化水素発生を誘発する可能性があることから、こうした措置を実施する場合には、あらかじめ十分な調査・計画をするなど、注意を払うことが必要であること。